

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 19 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年8月13日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和8年3月18日 熊本市南区近見五丁目 地内	熊本市管工事協 同組合 (車両所有者) 軽貨物車	29,062円	当事者双方 は、今後本件に 関して、裁判上 又は裁判外にお いて一切の異議 及び請求の申立 てをしないこ と。